

知的財産マネジメントの専門人材である、「知的財産プロデューサー」及び「産学連携・スタートアップアドバイザー」（以下、「知的財産プロデューサー等」という。）を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）が行う知的財産プロデューサー派遣事業及び産学連携・スタートアップアドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）の支援先に派遣し、知的財産マネジメントや知財の視点から研究成果の社会実装を加速する活動を支援することにより、我が国のイノベーションの促進に寄与するという本事業の目的に鑑み、知的財産プロデューサー等の採用基準を以下に定める。

[採用基準]

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、派遣先機関等のニーズに適した人材を採用する。

1. 必須要件

- ①知的財産制度に関する高度な専門的知識を有し、企業等における知的財産部門、法務部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門、産学連携部門等（以下「知的財産部門等」という。）のうち少なくとも1つの部門において十分な実務経験を有すること。
- ②知的財産部門等において指導的業務（管理職又はそれに相当）に携わった経験又はそれに相当する経験を有し、上記部門等における人材育成能力を備えていること。
- ③研究開発プロジェクト等の状況及びニーズに応じて、知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定及びマネジメント並びに当該社会実装を加速する活動ができること。
- ④大学の状況及びニーズに応じて、産学連携体制・知的財産管理体制構築のプランニングができること。

2. 任意要件

- ①企業等において、事業化や研究開発のプロジェクト立ち上げの経験を有すること。
- ②企業等において、国際標準化業務の経験を有すること。
- ③企業等において、国際的なライセンス業務の経験を有すること。
- ④大学院等において、事業戦略、知財戦略、産学連携等に関する知識の体系的な獲得経験を有すること。
- ⑤共同研究・委託研究の推進等、産学官連携についての実務経験を有すること。
- ⑥複数企業又は複数大学が参画する研究開発プロジェクト等において、知財又は産学連携活動に関するマネジメント経験を有すること。
- ⑦大学の知的財産部門、産学連携部門、URA部門、スタートアップ支援部門、TLO部門等での業務経験を有すること。
- ⑧研究開発プロジェクトや大学の産学連携プロジェクト等における支援についての情熱と、プロジェクト構成員の多様性に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。
- ⑨特許情報分析の知識・スキルを有すること。

【別紙：各事業の概要】

●知的財産プロデューサー等派遣事業

知的財産マネジメントや知財の視点から研究成果の社会実装を加速する活動を支援するための専門家をプールし、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）が行う知的財産プロデューサー派遣事業及び産学連携・スタートアップアドバイザー派遣事業（後述）の支援先に対し当該専門家の派遣等を行い、伴走型支援や相談対応等を行う事業である。

●知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を推進する大学、研究開発機関及び技術研究組合等（以下「研究開発機関等」という。）に対し、知的財産マネジメントの専門家である知的財産プロデューサーを派遣し、当該プロジェクトの初期段階より知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定及びマネジメント並びに当該社会実装を加速する活動を支援することにより、我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とするものである。

●産学連携・スタートアップアドバイザー派遣事業

情報・研修館がこれまで蓄積してきた産学連携活動に対する知財支援ノウハウを広く活用し、大学の研究成果の迅速な社会実装を支援することで、イノベーションエコシステムに資する産学連携活動を促進することを目的としており、本目的を達成するために、産学連携活動を展開する大学及びパートナー企業（大学発スタートアップ、中堅・中小企業等）に知的財産マネジメントの専門家である産学連携・スタートアップアドバイザーを派遣し、両者が推進する産学連携プロジェクトに対し知的財産マネジメントを核とする伴走支援を行い、研究成果の社会実装の促進を図る「プロジェクト伴走型支援」及び、大学からの産学連携に関する相談を受け付け、課題解決のための支援を通して産学連携スタッフのレベルアップを図る「相談・人材育成型支援」を実施するものである。